福岡家庭裁判所　裁判官　殿

未成年者の財産について

* さんが必ず自分で書いてください。

未成年者は，成人に達した（婚姻・養子縁組を含む）ため，後見人から，財産目録記載の財産全てについて

□　引継ぎを受けました。

□　後見人から説明を受けた上で，今後も後見人が管理することに同意しました。

　※どちらかにチェックしてください。

令和　　年　　月　　日

　未成年者であった者　※　　　　さんが必ず自分で書いてください。

　氏　　名

　住　　所　〒　　　－

電話番号　　　　　　　　　　　　　　　　※日中連絡できる電話番号